

資 料

- 資料 1 地方青少年問題協議会法
- 資料 2 青少年問題協議会条例
- 資料 3 大阪市青少年問題協議会開催経過
- 資料 4 政令市における青少年問題協議会設置状況
- 資料 5 各区における区政会議開催状況
- 資料 6 各区における青少年健全育成推進会議開催状況
- 資料 7 各区における地域福祉アクションプランに基づく推進会議開催状況
- 資料 8 青少年指導員・青少年福祉委員選考の流れ
- 資料 9 委嘱状
- 資料 10 青少年指導員・青少年福祉委員委嘱者数
- 資料 11 青少年指導員 新定数 (案)
- 資料 12 市長等が行っている委嘱状況
- 資料 13 大阪府下青少年指導員の状況
- 資料 14 ○○区青少年指導員設置要綱 (案)
- 資料 15 ○○区青少年福祉委員設置要綱 (案)
- 資料 16 青少年指導員・青少年福祉委員の活動への行政の関わりについて (案)

○地方青少年問題協議会法

(昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号)
最終改正：平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあっては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 32 年 6 月 1 日法律第 158 号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和 32 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 37 年 4 月 16 日法律第 77 号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 3 月 31 日法律第 16 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 99 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月 2 日法律第 80 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法(昭和 58 年法律第 79 号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○青少年問題協議会条例

昭和 28 年 12 月 24 日
条例第 66 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として大阪市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 35 名以内で組織する。

委員は、次に掲げる者の中から市長が命じ又は委嘱する。

- (1) 市会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 本市職員

(会長及び副会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

協議会に副会長を置く。

副会長は、委員の互選による。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

(委員の任期)

第 5 条 第 2 条第 2 項第 3 号の委員の任期は 2 年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

専門委員は、関係行政機関の職員、学識経験者及び本市職員の中から市長が命じ又は委嘱する。

(定足数及び表決)

第 7 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 31 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 1 日条例第 3 号)
この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 19 日条例第 90 号)
この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

大阪市青少年問題協議会開催経過

年 度	開 催 日	議 題
平成10年度	平成10年5月20日 (木) (運営委員会)	・大阪市児童育成計画の報告について ・専門委員会の設置について (福祉委員制度)
	平成10年9月16日 (水) (運営委員会)	・大阪市青少年問題協議会の会議公開について ・青少年問題審議会の中間まとめに関する意見等について ・青少年問題協議会の会議の公開について
	平成10年9月30日 (水)	・最近の青少年の非行について (大阪府警察本部から報告) ・大阪市児童育成計画の報告について ・専門委員会の設置について (福祉委員制度)
	平成10年10月1日 (木) (専門委員会)	・青少年問題審議会の中間まとめに関する意見等について ・青少年問題審議会の中間まとめに関する意見等について
	平成10年10月15日 (木) (専門委員会)	・青少年問題審議会の中間まとめに関する意見等について
	平成10年12月21日 (月) (専門委員会)	・青少年福祉委員制度について
平成11年度	平成11年1月19日 (火) (専門委員会)	・青少年活動とボランティアについて
	平成11年6月3日 (木) (専門委員会)	・青少年活動とボランティアについて
	平成11年8月23日 (月) (専門委員会)	・青少年活動とボランティアについて
	平成11年9月6日 (月) (専門委員会)	・青少年福祉委員制度について
	平成11年10月13日 (水)	・青少年活動とボランティアについて ・青少年福祉委員制度について
平成12年度	平成12年10月30日 (月)	・大阪市児童育成計画の推進について ・法改正に伴う「大阪市青少年問題協議会条例」の改正について ・その他 (大阪市教育改革の基本方向について)
平成13年度	平成13年12月7日 (金)	・子どもの命と安全確保に向けた取り組みについて ・児童虐待問題への取り組みについて
平成14年度	平成15年1月23日 (木)	・大阪における少年非行の現状と少年非行防止対策について ・大阪市安全なまちづくり基本計画について ・大阪市青少年問題協議会専門委員会の設置について

年 度	開 催 日	議 題
	平成15年2月5日(水) (専門委員会)	・青少年施策のあり方について
平成15年度	平成15年4月24日(木) (専門委員会)	・青少年施策のあり方について
	平成15年6月26日(木) (専門委員会)	・青少年施策のあり方について
	平成15年8月26日(火) (専門委員会)	・青少年施策のあり方について
	平成15年12月1日(月) (専門委員会)	・青少年施策のあり方について
	平成15年12月11日(木)	・大阪における少年非行の現状と少年非行防止対策について ・大阪市における今後の青少年育成のあり方について
平成18年度	平成18年7月31日(月)	・大阪の少年非行について(大阪府警察本部から報告) ・大阪府青少年健全育成条例の改正について(大阪府から報告) ・大阪市における子どもの安全確保に関する主な取り組み状況について ・(仮称)青少年・児童育成計画の策定(次世代育成支援行動計画の改訂)について
平成19年度	平成20年2月19日(火)	・大阪の少年非行について(大阪府警察本部から報告) ・こども青少年局の事業概要について ・大阪市青少年指導員・青少年福祉委員制度の検証にかかる専門委員会の設置について
平成20年度	平成21年3月27日(金) (専門委員会)	・青少年指導員・青少年福祉委員制度について
平成21年度	平成21年5月1日(金) (専門委員会)	・青少年指導員・青少年福祉委員制度について
	平成21年6月8日(月) (専門委員会)	・大阪の少年非行について(大阪府警察本部から報告) ・こども青少年局の事業について(「次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定」について) ・大阪市青少年指導員・青少年福祉委員改選要綱の改正について
平成23年度	平成21年8月24日(月)	・大阪の少年非行について(大阪府警察本部から報告) ・こども青少年局の事業について(「次世代育成支援行動計画(後期計画)」について) ・こども青少年局の事業について(大阪市における児童虐待対策の強化に向けて(提言)) ・大阪市青少年指導員・青少年福祉委員制度について(専門委員会設置)
	平成24年1月30日(月) (専門委員会)	・青少年指導員・青少年福祉委員制度について

政令市における青少年問題協議会設置状況

平成23年度実績

No.	都市名	設置状況		開催状況		備考
		有	無	開催回数	休止中	
1	札幌市	○			○	
2	仙台市		○	—	—	市社会福祉審議会児童福祉部会に統合し廃止(H12.4)
3	さいたま市	○		年1回		
4	千葉市	○		年1回		
5	川崎市	○		年2回		
6	横浜市		○	—	—	次世代育成支援行動計画推進協議会に統合し廃止(H24.3)
7	相模原市	○		年2回		
8	新潟市	○			○	
9	静岡市	○		年3回		
10	浜松市	○			○	
11	名古屋市		○	—	—	子ども・子育て支援協議会の設置に伴い廃止(H20.4)
12	京都市	○		年2回		
13	大阪市	○		年1回		
14	堺市		○	—	—	子ども青少年育成会議の設置に伴い廃止(H20.4)
15	神戸市		○	—	—	青少年育成協議会を国の法律に先立ち設置(S27.4)
16	岡山市	○			○	
17	広島市	○			○	
18	北九州市	○		年3回		
19	福岡市		○	—	—	次世代育成支援推進協議会の設置に伴い廃止(H17.4)
20	熊本市	○		年1回		

各区における区政会議開催状況

(平成23年度実績)

	設置状況	開催の有無	開催回数	部会設置状況	開催回数	部会開催状況	
北	○	○	3				【委員の内訳】 各区の実情に応じて人数に違いはあるが、主な構成は次のとおり。 1 地域・団体 2 公募 3 有識者 4 その他(企業・NPO)
都島	○	○	4				
福島	○	○	2				
此花	○	○	2	健康福祉・子育て部会	—	児童虐待防止、高齢者対策などについて意見交換	
中央	○	○	3				
西	○	○	4				
港	○	○	3	こども青少年部会	—	—	
大正	○	○	3				
天王寺	○	○	2				
浪速	○	○	3				
西淀川	○	○	3	子ども部会	2回	児童虐待死亡事例について報告。児童虐待防止などについて議論。	
淀川	○	○	3				
東淀川	○	○	3				
東成	○	○	2				
生野	○	○	2				
旭	○	○	3				
城東	○	○	3				
鶴見	○	○	4	子ども・青少年育成部会	4回	子育て支援、児童虐待・いじめへの対応などについて議論。	
阿倍野	○	○	2				
住之江	○	○	3				
住吉	○	○	4				
東住吉	○	○	4				
平野	○	○	3	高齢・こども・障がい者など部会	1回	児童虐待防止について意見交換。	
西成	○	○	2				